

---

# 賃 金 規 程

---



一般社団法人 Wheelog

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第24条（賃金、賞与、退職金）の定めに基づき、会社の従業員の賃金に関する事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条（適用範囲）に定める従業員に適用する。ただし、就業規則第2条第2号、第3号に定める契約社員およびアルバイトについては個別労働契約によるものとする。

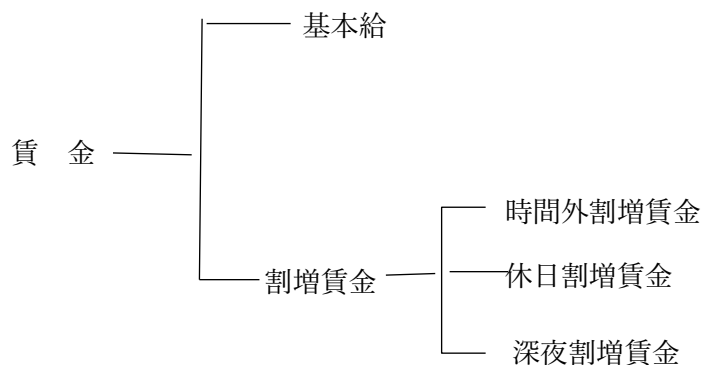
(賃金の支給範囲)

第3条 賃金とは、従業員の労働の対償として支払われるすべてのものをいう。したがって、従業員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか賃金を支払わない。

## 第2章 賃金

(賃金構成)

第4条 賃金の構成は次のとおりとする。



(基本給)

第5条 正社員の基本給は、月を基準に定めるものとし、本人の職務内容、経験、技

能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。

- 2 契約社員またはアルバイトの基本給は時間を基準に定めるものとし、就業時間に応じて支給する。

(基本給の改訂)

第6条 基本給の改訂（昇給または降給）は、会社の業績により、本人の勤務成績及び勤務態度等を勘案して原則として毎年9月に行う。ただし、会社の業績、社会状況等を勘案し、昇給の実施を見送ることがある。

(割増賃金)

第7条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

- (1) 時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

- ・月給者

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.25) \times \text{時間外労働時間数}$$

- ・時給者

$$\text{時間当たり基本給} \times \text{当該超過労働時間数} \times (1 + 0.25)$$

- (2) 休日労働割増賃金（法定の休日に労働させた場合）

- ・月給者

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.35) \times \text{法定休日労働時間数}$$

- ・時給者

$$\text{時間当たり基本給} \times \text{当該休日労働時間数} \times (1 + 0.35)$$

- (3) 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合に加算する賃金）

- ・月給者

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

- ・時給者

$$\text{時間当たり基本給} \times \text{当日の深夜勤務時間数} \times 0.25$$

2 前項各号の、月給者における1か月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。

$$(365 \text{ 日} \times -1 \text{ 年の休日合計日数}) \times 1 \text{ 日の所定労働時間} \div 12 \text{ ヶ月}$$

※うるう年の場合は366日と読替

(年次有給休暇の賃金)

第8条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

(欠勤等の場合の時間割計算等)

第9条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引く。

2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間当たりの金額の計算は以下のとおりとする。

$$\text{基本給} \div 1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数}$$

$$1 \text{ ヶ月平均所定労働時間数} = (365 \text{ 日} \times -1 \text{ 年の休日合計日数}) \times 1 \text{ 日の所定労働時間} \div 12 \text{ ヶ月}$$

※うるう年の場合は366日と読替

(賃金の計算期間及び支払日)

第10条 賃金は毎月末日に締め切り、翌月25日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。

2 日給月給者であって、賃金の計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(賃金の支払いと控除)

第11条 賃金は、従業員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分

(5) 従業員代表との書面による協定により賃金から控除するとしたもの

(賃金の改定)

第12条 会社は、会社の業績により、本人の勤務成績及び勤務態度等を勘案して賃金の改定（昇給、降給、現状維持のいずれかとする。）を行うことがある。

(賞与)

第13条 賞与は、これを支給しない。

(退職金)

第14条 退職金は、これを支給しない。

(規則の改廃)

第15条 この規則は、関係諸法規の改定及び会社状況及び業績等の変化により必要があるときは、従業員代表と協議のうえ改正することがある。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。